## 南越前町農業委員会の委員定数が見直されます。

■問合せ 南越前町農業委員会事務局 ☎ 47-8001

急務である町の行財政改革の一翼を担おうと、昨年、農業委員自らが南越前町農業委員会の委員定数の見 直しを発議。協議を重ねた結果、過日、定数見直しの意見がまとまりました。

9月18日、川野町長と丸岡町議会議長に対して「南越前町農業委員会の委員定数の見直しに関する建議書」 が渡されました。

委員定数の見直しの内容は次のとおりです。

### 委員定数の削減

| 選出区分                                 | 現 行 | 見直し |
|--------------------------------------|-----|-----|
| 公職選挙法に基づく選挙により選出される委員                | 14人 | 10人 |
| 町議会が推薦する学識経験者                        | 4人  | 2人  |
| 農業協同組合、農業共済組合および土地改良区<br>がそれぞれ推薦した理事 | 3人  | 3人  |
| 合 計                                  | 21人 | 15人 |





川野町長と丸岡議長に建議書を手渡す農業委員会 の中村会長(中央右)と加藤副会長(右端)

# 住宅のリフォームに関する補助金

■問合せ 企画財政課

**☎** 47−8013

### 多世帯同居を推進 多世帯同居リフォーム支援事業補助金

既存住宅の多世帯同居につながる改修工事等にかかる費用の一部を補助します。

事業の 概要

事業の

概要

■補助対象工事(主なもの) 間取りの変更、バリアフリー改修、水回り設備の増設工事など

■補助金額

補助対象丁事および諸経費の1/2以内(補助 ト限:40万円)

■補助対象者(主な要件)

- (1)南越前町内で自ら居住している持家住宅を改修する者
- (2)新たに多世帯同居をする者、又は多世帯同居の世帯数が1以上増加する者

### 空き家の有効利用 U・I ターン者空き家リフォーム支援事業補助金

空き家住宅を改修して南越前町に定住しようとするUターンおよびIターン者に対して、その改修費用の一 部を補助します。※【Uターン】出身地を離れた者が地元に戻ってくることの意【Iターン】都会で暮らした者が地方へ移住することの意

■補助対象者(主な要件)

■補助対象工事(主なもの) 空き家の全部または一部の修繕、補修、模様替え、補強工事、もしくは

空き家の一部を改修する丁事など

※改修後の延床面積の1/2以上が住宅用に供されること

補助対象工事および諸経費の1/6以内(補助上限:10万円)

■補助金額

- ※福井県外からの移住者に対しては補助金の加算措置があります。
- (1)現に南越前町内に住所を有していない者、又は南越前町内に住所を 有して2年を経過しない者
- (2)ふくい空き家情報バンクに登録されている物件を購入し居住する者 http://info.pref.fukui.jp/kentiku/banku
- (3) 当該空き家の所有者と売買契約を締結している者

いずれも、南越前町内の建設業者等が施工し、当工事に対して他の補助金を受けていないこと。税金等を 滞納していないことなども要件になっています。

■申込み方法 所定の申請書に必要書類を添付し企画財政課へ提出してください。町のホームページで検索で きます。詳細要件がありますので、まずは企画財政課までお問い合せください。